

社会福祉法人 津市社会福祉協議会 行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

記

1 計画期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日（3年間）

2 内容

(1) 時間外・休日勤務の削減について

ア 課題

時間外・休日勤務が多く、仕事と家庭・子育ての両立が負担となっている

イ 目標

所定外労働時間を削減するため、残業申請の運用徹底を行う

ウ 対策

平成30年4月～ 残業を行う際、事前の所属長の承認徹底

平成30年4月～ 残業の業務内容の確認徹底

平成30年10月～ 事務局会議で課・支部の残業時間数を提示、課・支部へフィードバックを実施

(2) 有給休暇の取得促進

ア 課題

職員間で有給休暇の取得状況に差が生じている

イ 目標

有給休暇の取得推進（例：1ヶ月に1回の取得）

ウ 対策

平成30年4月～ 所属長による有給休暇取得状況の把握

平成30年4月～ 有給休暇の取得しやすい職場環境づくりに取り組む

【女性の活躍に関する情報の公表】

平成30年4月現在

1	労働者に占める女性労働者の割合			
	69.5%	(区分別内訳)	正規職員・嘱託職員	59.1%
			嘱託職員	71.4%
			臨時職員	83.3%
2	係長級にある者に占める女性労働者の割合（主査級の割合）			
	50.0%			
3	管理職に占める女性労働者の割合（課長級・支部長級以上の割合）			
	50.0%			
4	役員に占める女性の割合（理事の割合）			
	14.3%			